

## 企業団規約（案）【概要版】

| 項 目                       | 主 な 内 容  |
|---------------------------|--|
| 名称<br>(第 1 条)             | ○ 広島県水道広域連合企業団   |
| 組織する団体<br>(第 2 条)         | ○ 14 市町及び県<br>〔竹原市, 三原市, 府中市, 三次市, 庄原市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 熊野町, 北広島町, 大崎上島町, 世羅町, 神石高原町〕                         |
| 区域<br>(第 3 条)             | ○ 広島県内   |
| 処理する事務<br>(第 4 条)         | ○ 水道事業, 水道用水供給事業及び工業用水道事業 (以下「水道事業等」) の経営に関する事務  |
| 広域計画の項目<br>(第 5 条)        | ○ 水道事業等の経営に関すること<br>○ 広域計画の期間及び改定に関すること  |
| 事務所の位置<br>(第 6 条)         | ○ 主たる事務所は, 広島市内  |
| 議会<br>(第 7 ~ 10 条)        | ○ 企業団議会の議員は, 構成団体の議員又は長のうちから, 構成団体の議会の選挙により選出 (19 人)<br>○ 議員の任期は, 構成団体の議員又は長の任期と同期間                                    |
| 企業長・副企業長<br>(第 11 ~ 16 条) | ○ 企業長は, 構成団体の長のうちから, 構成団体の長による選挙で選出し, 任期は, 構成団体の長の任期と同期間<br>○ 副企業長は, 企業長が企業団議会の同意を得て選任 (1 人) し, 任期は 4 年                |
| 補助職員<br>(第 17 条)          | ○ 企業団に必要な職員を置く   |
| 監査委員<br>(第 18 条)          | ○ 企業長が企業団議会の同意を得て, 識見者から選任 (2 人)<br>○ 任期は 4 年  |
| 選挙管理委員会<br>(第 19 条)       | ○ 構成団体の選挙権を有する者のうちから, 企業団議会において選挙により選出 (4 人)<br>○ 任期は 4 年  |
| 財務<br>(第 20 条)            | ○ 経費は, 水道料金, 企業債, 交付金, その他構成団体の負担金を充てる   |
| 委任<br>(第 21 条)            | ○ 規約の施行に関し, 必要な事項は企業長が別に定める  |
| 附則                        | ○ 施行日 (総務大臣の許可があった日)<br>○ 施行日から令和 5 年 3 月 31 日まで, 企業団が処理する事務は, 事業開始までの準備行為とする<br>○ 構成団体の水道事業等の事務, 資産等, 債権債務は, 企業団が承継する |